

2021（令和3）年度短期大学認証評価の結果について

（1）大学基準協会の短期大学認証評価

本協会は、2007（平成19）年、短期大学機関別認証評価機関として文部科学大臣に認証され、爾来、短期大学認証評価を実施しています。

本協会の短期大学認証評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）ことを目的として行っています。より具体的には、

- ① 本協会が定める短期大学基準に基づき短期大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、短期大学の教育・研究活動等の質を社会に対し保証すること
- ② 短期大学認証評価結果及びこれを踏まえた改善報告書の検討結果を通じて、短期大学の改善・向上を継続的に支援すること
- ③ 評価を通じて短期大学の社会的存在理由を明らかにすることに貢献し、短期大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること

という目的のもと行っています。

特に、社会に対して保証する大学の質については、当該短期大学が自身の掲げる理念や目的の達成に向けた活動を行っていること、内部質保証システムが有効に機能し、教育の充実と学生の学習成果の向上に結びついていることを重視しています。内部質保証システムについては、第2期短期大学認証評価（2013（平成25）年度～2019（令和元）年度）においてシステムの構築を求めましたが、2020（令和2）年度から開始した第3期短期大学認証評価では、内部質保証システムが有効に機能しているか、そのことが短期大学自身によって証明され、社会に対する説明責任を果たしているかということに重きを置いています。

短期大学認証評価は、本協会が定める短期大学基準に沿って評価を行い、評価結果において短期大学基準に適合しているか否かを判定します。重大な問題が認められた場合は、短期大学基準に適合していない（以下「不適合」という。）と判定し、不適合の判定となった短期大学は、不適合の原因となった事項について追評価を申請することができます。

（2）短期大学認証評価組織体制

2021（令和3）年度の短期大学認証評価においては、申請短期大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

まず、「短期大学評価委員会」（委員長・副委員長を含めた委員10名）の下に、2の「短期大学評価分科会」と1の「短期大学財務評価分科会」を設置しました（体制図参照）。

「短期大学評価委員会」は、全国の短期大学から推薦された候補者、理事会の推薦による者及び理事会が選出した外部有識者によって構成されています。

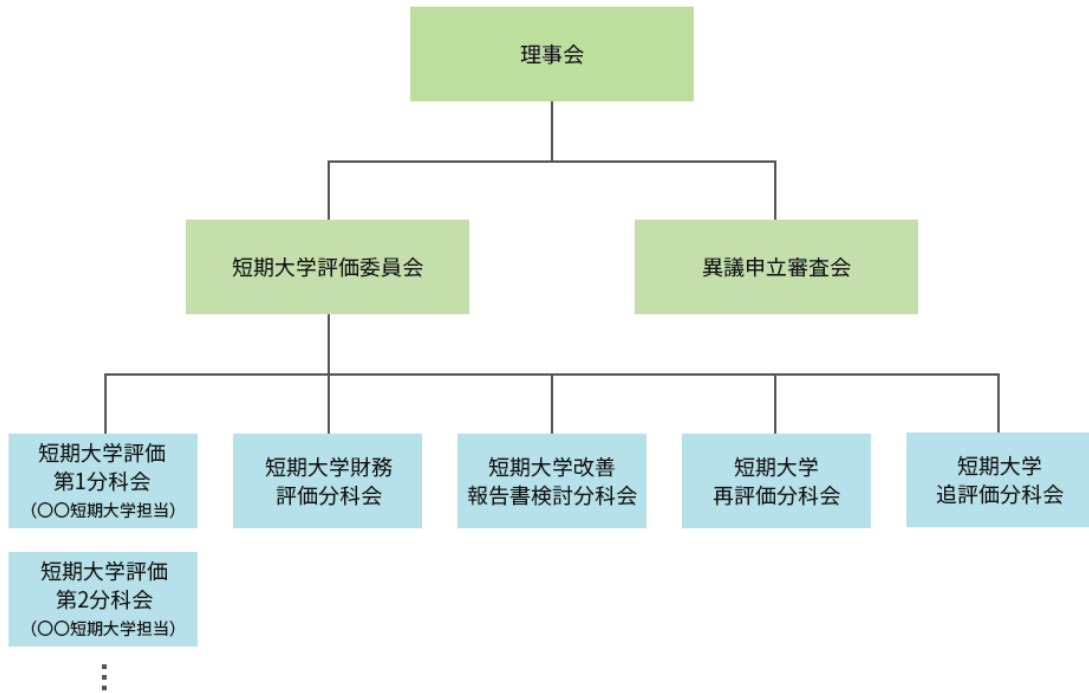
「短期大学評価分科会」は、各短期大学の財務を除く諸活動全体を評価することを目的とし、これまで同様、1つの短期大学につき1つの分科会を設置しました。構成は、原則

として主査1名と委員3名の計4名の評価者からなっています。

「短期大学財務評価分科会」（主査・委員あわせて3名）においては、短期大学財務評価の指標や方法の検討及び申請2短期大学（私立短期大学）に対する財務評価を行いました。

したがって、2021（令和3）年度の短期大学認証評価は、延べ21名の委員が関わり実施したことになります（委員会、分科会、財務評価分科会の名簿については（9）参照）。

体制図



(3) 2021（令和3）年度短期大学認証評価への申請短期大学

（私立） 中村学園大学短期大学部

（私立） 日本大学短期大学部

（短期大学名五十音順）

(4) 短期大学認証評価の経過（2021（令和3）年度の短期大学認証評価のスケジュールは（10）（11）参照）

① 評価プロセスの運用方法について

2021（令和3）年度短期大学認証評価は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を考慮して行いました。

具体的には評価者に対する各種研修について動画配信及びオンライン会議システムを用いて実施するとともに、分科会及び委員会等の各種会議についても、オンライン会議システムを併用して実施いたしました。また実地調査についても、従前の訪問調査と同等の効果を確保したうえで、オンライン会議システムを用いて実施いたしました。

② 書面による評価

各分科会に所属する主査・委員は、評価に先立ち、評価方法、評価者倫理等に関する研修を通じて評価に必要な情報共有を行いました。その後、各短期大学の自己点検・評価の結果をとりまとめた点検・評価報告書、基礎要件確認シート、短期大学基礎データ及びその他根拠資料をもとに、各委員が「評価結果（分科会原案）」を分担執筆しました。

各分科会では、「評価結果（分科会原案）」をもとに主査が作成した「評価結果（主査原案）」に基づき、書面による評価を行いました。また、その結果を踏まえて各委員が「評価結果（主査原案）」を修正し、主査が全体調整を図ったうえで、「評価結果（分科会案）」としてとりまとめました。その後、各分科会は、書面評価において事実確認が出来なかった点等を質問事項にとりまとめ、これを実地調査前に当該短期大学へ送付し、回答を得ました。

③ 短期大学認証評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に、短期大学認証評価に申請のあった2短期大学のすべてに対して実地調査（オンライン）を実施しました。

実地調査の目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確性を期すことにあります。当日（1日半）は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、教職員との意見交換の時間を設け、短期大学と評価者間でのディスカッションを十分に行うことに努めました。また、学生インタビューを通じて実地調査の実効性を高めるとともに、必要に応じて書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などを確認しました。

④ 短期大学評価委員会における評価結果（案）の作成

各分科会において、実地調査等の結果を反映させた「評価結果（分科会最終案）」をもとに、「短期大学評価委員会」の委員長・副委員長による会合（正副委員長会）において検討しました。その後、「短期大学評価委員会」で同分科会最終案を審議して「評価結果（委員会案）」を作成し、2021（令和3）年12月に中村学園大学短期大学部へ送付しました。

日本大学短期大学部においては、実地調査終了後、当該短期大学の大学運営について重大な事項が発覚したため、「短期大学評価委員会」において担当分科会による追加調査の必要があると判断し、本協会理事会への報告を経て、追加調査を実施することといたしました。そのため、分科会における評価を継続し、当該短期大学における法人及び短期大学の運営に関する適切性を評価するための追加調査を実施しました。具体的には、分科会において大学運営及び内部質保証の観点から質問事項を作成・送付し、これに対する当該短期大学の回答を受けたうえで、ヒアリング（オンライン）を行い、「評価結果（分科会最終案修正案）」を取りまとめました。その後、「評価結果（分科会最終案修正案）」をもとに、2022（令和4）年4月に「短期大学評価委員会」で同案を慎重に審議して「評価結果（委員会案）」を作成し、当該短期大学へ送付しました。

「評価結果（委員会案）」を受け取った短期大学は、事実誤認等があった場合、「評価結果（委員会案）」に対して意見を申し立てることができます。中村学園大学短期大学部からは2022（令和4）年1月に、日本大学短期大学部からは2022（令和4）年5月に意見申立があり、これを受けて、「短期大学評価委員会」では、当該短期大学からの意見内容や提出された資料に基づき、事実誤認の有無及び申し立てられた意見の採否を審議し、「評価結果（委員会案）」に対して必要な修正を行い「評価結果（案）」を作成しました。

⑤ 理事会による評価結果の承認

「短期大学評価委員会」が作成した「評価結果（案）」に関し、中村学園大学短期大学部に対する評価結果については、2022（令和4）年2月22日開催の第533回理事会に諮り、その結果、承認されました。

日本大学短期大学部に対する評価結果については、2022（令和4）年5月30日開催の第535回理事会に諮り、その結果、承認されました。

(5) 短期大学認証評価結果の概要

① 短期大学認証評価の結果、短期大学基準への適合認定を行った短期大学

2021（令和3）年度の短期大学認証評価を申請した2短期大学中、下記の1短期大学について、短期大学基準に適合していると認定しました。

(私立) 中村学園大学短期大学部

② 評価結果の構成

各短期大学に提示する評価結果は、「Ⅰ 判定」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 概評及び提言」で構成しています。

「Ⅰ 判定」では短期大学基準に適合しているか否かの判断及び適合の場合はその認定期間を記載し、「Ⅱ 総評」では、各短期大学の理念・目的や内部質保証の状況、当該短期大学の優れた点や課題、この他当該短期大学の特色ある取組みが認められた場合、それらの事項など、今回の短期大学認証評価における総合的な評価の状況を記載しています。

「Ⅲ 概評及び提言」は短期大学基準を構成する10の基準ごとに、概評及び提言で構成しています(基準10は(1)大学運営、(2)財務にわけて記載)。このうち概評は、短期大学基準に基づく点検・評価項目ごとに、該当する短期大学の取組み・現状に対する評価の概要を記述しています。提言は、概評に記述した取組みのうち、特記すべき事項が認められる場合に記述しており、長所、是正勧告及び改善課題の3種類があります。

長所は、短期大学が掲げる理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの、又は、わが国の高等教育において先駆性もしくは独自性のある事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)ものを示しています。

是正勧告及び改善課題は、いずれも必ず改善を求めるものを示していますが、是正勧告は基礎要件の重度の不備、又は短期大学としての相応しい水準を確保するために重大な問題があり、必ず改善を求めるもの、あるいは、前述の問題にはあたらないものの、理念・目的の実現のために抜本的な改善を必ず求めるものを示しています。一方、改善課題は基礎要件の軽度な不備、又は短期大学としての相応しい水準を確保するために問題があり、必ず改善を求めるもの、あるいは、前述の問題にはあたらないものの、理念・目的の実現のために改善を必ず求めるものを示しています。

なお、短期大学が「独自の章」を設けている場合は、「独自の章」の内容に応じて、「Ⅱ 総評」又は関連が深い基準の「Ⅲ 概評及び提言」において、それに対する評価結果を記述しています。

③ 短期大学基準への適合認定を行った短期大学に対する提言

中村学園大学短期大学部には長所を付しました。なお、是正勧告、改善課題はありませんでした。各提言を付す際には、申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立等による意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

④ 短期大学認証評価の結果、不適合と判定した短期大学に対する提言

2021(令和3)年度に短期大学認証評価を申請した2短期大学中1短期大学(日本大

学短期大学部)については、「短期大学基準」に適合していないと判定されました。

不適合と判定した短期大学に対して、「I 判定」において不適合の事由を明記し、是正勧告、改善課題を付すとともに、次回の短期大学認証評価を受けるまでのいずれかの年度に追評価を申請できる旨を通知しました。

(6) 改善報告書について

前述のとおり、本協会では、評価結果において、必要に応じて長所、是正勧告、改善課題を付していますが、是正勧告を付された短期大学は、指摘された重大な問題について、抜本的な改善を行い是正することが求められます。また、改善課題を付された短期大学は、指摘された事項について十分に検討し、改善することが求められます。

是正勧告や改善課題を付された短期大学は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として2025(令和7)年7月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

この改善報告書の制度は、本協会の短期大学認証評価における特色のひとつであり、改善報告書の評価を通じて、短期大学の改善・改革を継続的に支援するための重要なシステムです。

(7) 新型コロナウイルス感染症の下での教育の質保証に関する評価について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、授業を対面からオンラインに切り替えるなど、通常とは異なる各種対応・対策がとられていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響下での教育の質保証の取組みについて自己点検・評価することをあらかじめ求め、書面評価及び実地調査において確認を行いました。

(8) 大学基準協会の評価の充実に向けて

本協会は、1947(昭和22)年に国・公・私立大学による自律的な大学団体として設立された後、大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針として大学基準を定め、これに基づく評価活動を展開してきました。1996(平成8)年には、大学の自己点検・評価に基づく評価システムを確立し、2004(平成16)年度にわが国で認証評価制度が始まってからも、透明性・公正性の高い第三者評価機関としての役割を果たすべく、これまで培ってきた実績をもとに大学評価システムの改善・充実に取り組んできました。短期大学の認証評価機関としても2007(平成19)年に認証を受け、同年度より評価を開始しています。

特に、2013(平成25)年度からの第2期短期大学認証評価では、短期大学自らが教育等の活動を改善し、その質を保証する仕組みとして内部質保証システムの構築を求め、より短期大学自身による質保証を重視した評価を実施しました。2020(令和2)年度からの第3期短期大学認証評価では、これを受けて内部質保証システムの有効性に着目した評価へと進化すべく、短期大学基準の体系化に向けた見直し、効率的な評価方法の構築、評価者

研修の充実などに取り組みました。第3期短期大学認証評価の2年目となった本年度の経験を生かし、評価の精度を高めるべく次年度以降も改善に努めてまいります。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える短期大学認証評価へと発展させる努力を行ってまいりますので、何とぞご支援いただきますようお願いいたします。

(9) 2021 (令和3) 年度短期大学認証評価関係委員会等名簿

① 2021 (令和3) 年度短期大学評価委員会名簿

役名	氏名	所属名
委員長	窪田 和美	元龍谷大学短期大学部
副委員長	安達 励人	倉敷市立短期大学
委員	坂元 昇	川崎市立看護短期大学
委員	頭師 暢秀	近畿大学短期大学部
委員	鈴木 滋彦	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
委員	中村 浩二	株式会社進研アド
委員	並木 俊恭	神奈川県立大和南高等学校
委員	藤井 裕子	神戸教育短期大学
委員	吉山 尚裕	大分県立芸術文化短期大学
委員	米内 靖士	岩手県ふるさと振興部 学事振興課

② 2021 (令和3) 年度短期大学評価委員会短期大学評価分科会名簿

第1分科会

役名	氏名	所属名
主査	安達 励人	倉敷市立短期大学
委員	太田 尚子	日本大学短期大学部
委員	鈴木 滋彦	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
委員	梅岡 和朗	龍谷大学短期大学部

(2022 (令和4) 年2月22日現在)

第2分科会

役名	氏名	所属名
主査	窪田 和美	元龍谷大学短期大学部
委員	坂元 昇	川崎市立看護短期大学
委員	森川 竜哉	愛知大学短期大学部
委員	有田 雅一	相模女子大学短期大学部

(2022(令和4)年5月30日現在)

③ 2021(令和3)年度短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏名	所属名
主査	雨宮 照雄	元三重短期大学
委員	大日方 清剛	学校法人上智学院
委員	永岩 尊暢	大月短期大学

(2022(令和4)年2月22日現在)

(10) 2021（令和3）年度短期大学認証評価のスケジュール

- | | | |
|-------|------------|--|
| 2020年 | 11月30日 | 申請短期大学より短期大学認証評価申請書の提出 |
| 2021年 | 2月～3月 | 短期大学評価委員会による2021年度短期大学認証評価の体制に関する検討等 |
| | 4月1日 | 申請短期大学より短期大学認証評価関連資料の提出 |
| | 4月下旬 | 評価者研修セミナーの開催（2021年度の評価の概要及び主査・委員が行う作業に関する説明）（オンライン会議） |
| | 4月下旬～6月上旬 | 委員による申請短期大学に対する「評価結果（分科会原案）」の作成 |
| | 5月27日～6月3日 | 第1回短期大学財務評価分科会の開催（メール審議） |
| | 6月上旬～8月中旬 | 主査による「評価結果（主査原案）」の作成
短期大学認証評価各分科会の開催（「評価結果（分科会案）」の作成） |
| | 7月12日 | 第2回大学財務評価分科会の開催（「評価結果（分科会案）」（財務評価部分）の作成） |
| | 7月中旬～9月中旬 | 「実地調査における質問事項及び提出資料等」の申請大学への送付 |
| | 8月下旬～10月下旬 | 各申請短期大学に対するオンライン実地調査の実施
「評価結果（分科会最終案）」の完成 |
| | 12月7日 | 第51回短期大学評価委員会の開催（「評価結果（分科会最終案）」を審議し、「評価結果（委員会案）」を作成） |
| | 12月20日 | 「評価結果（委員会案）」を申請短期大学へ送付 |
| 2022年 | 2月3日 | 第52回短期大学評価委員会の開催（「評価結果（委員会案）」に対する短期大学からの意見について採否を審議し、「評価結果（案）」を作成） |
| | 2月22日 | 第533回理事会の開催（「評価結果（案）」の承認） |

※委員会・分科会等の開催方法については(4)参照のこと。

(11) 追加調査及びその後の評価結果審議に係るスケジュール

日本大学短期大学部については、追加調査を実施し、調査結果を踏まえて評価結果（委員会案）を作成したため、上記(10)の12月以降のスケジュールは、以下を参照のこと。

- | | | |
|-------|-------|--|
| 2021年 | 12月7日 | 第51回短期大学評価委員会の開催（大学運営の適切性に疑義が生じたことから、「評価結果（分科会最終案）」の審議を保留し、追加調査を行うことを理事会へ報告） |
|-------|-------|--|

- 2022年
- 1月25日 第532回理事会の開催（日本大学短期大学部に対して追加調査を行うこと、担当分科会にて評価を継続することを報告）
 - 1月26日 分科会の開催（追加調査の質問事項の検討）
 - 2月25日 分科会からの質問事項を日本大学短期大学部へ送付
 - 4月5日 日本大学短期大学部に対するヒアリングの実施、分科会の開催（ヒアリングに基づく評価結果（分科会最終案修正案）の審議）
※大学評価委員会のもとに設置された調査分科会と合同で実施
 - 4月12日 第53回短期大学評価委員会の開催（追加調査の結果を踏まえて作成した「評価結果（分科会最終案修正案）」の審議）
 - 4月15日 「評価結果（委員会案）」を日本大学短期大学部へ送付
 - 5月24日 第54回短期大学評価委員会の開催（「評価結果（委員会案）」に対する短期大学からの意見について採否を審議し、「評価結果（案）」を作成）
 - 5月30日 第535回理事会の開催（「評価結果（案）」の承認）

※委員会・分科会等の開催方法については(4)参照のこと。